

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（  
都市計画課）
- ◇ 告 示 屋外広告物に係る禁止地域等の指定（〃）

公布された規則のあらまし

### ◇鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 屋外広告物の表示等の禁止地域及び制限地域に係る規則の適用が除外されることとなる屋外広告物等のうち、自己の氏名等の内容を表示するため自己の居所等に表示し、又は設置される屋外広告物等に準ずるものは、次のとおりとすることとした。
  - 1 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置されるもの
  - 2 人若しくは動物又は現に運行の用に供されている車両、船舶等に表示し、又は設置されるもの

## 規 則

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成元年七月一日から施行することとした。

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第五十一号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和三十七年十月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第十条第七号」を「第十条第二項第五号」に改め、「公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置されるもの
- 二 人若しくは動物又は現に運行の用に供されている車両、船舶等に表示し、又は設置されるもの

第六條第四項第三号を削り、同条中同項を第五項とし、同条第三項中「第十條第六号に規定する一時的又は仮設的なもので規則で定めるもの」を「第十條第二項第四号に規定する規則で定める基準」に改め、同条中同項を第四項とし、同条第二項中「第十條第五号に規定するはり紙又ははり札で規則で定めるもの」を「第十條第二項第三号に規定する規則で定める基準」に改め、同項第一号中「はり紙で」を「はり紙にあつては、」に、「のもの」を「であること。」に改め、同項第二号中「はり札で」を「はり札にあつては、」に、「のもの」を「であること。」に改め、同条中同項を第三項とし、同条第一項中「第十條第三号及び第四号」を「第十條第二項第一号及び第二号」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条中同項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第十條第一項第三号に規定する公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置するもの
  - 二 季節的行事又は宗教的行事のために表示し、又は設置するもの
  - 三 街灯を設置し、又はその経費を負担する者が当該街灯に自己の氏名若しくは名称又は商品名を表示するもので別表第二の基準に適合するもの
- 別表第一個別的基準の項第一号イ中「条例別表第三に規定する制限地域のうち道路から両側五〇〇メートル以内の地域又は鉄道から大山側」を「道路又は鉄道から」に改める。
- 別表第三を削り、別表第二第一号中「第十條第三号」を「第十條第二項

第一号」に改め、同表第二号中「第十條第四号」を「第十條第二項第二号」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第六條関係）

街灯に表示する広告物の基準

- 一 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。
- 二 大きさが縦一・一メートル以下、横〇・三メートル以下であること。
- 三 突き出し部分の長さが〇・四メートル以下であること。
- 四 道路の中心線に直角に設置するものであること。
- 五 地面から広告板の下端までの高さが四・五メートル以上であること。

六 街灯柱一本につき一個であること。

附 則

この規則は、平成元年七月一日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第六百八十五号

鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号。以下「条例」という。）第二条及び第三条の規定に基づき、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年七月一日から施行するので、条例第七條の二の規定により告示する。



鳥取市道浜坂二 号線	鳥取市浜坂字東浜一三九〇―一二二地先から同市浜坂 字柳茶屋一一五七一―一三三三地方先まで
県道鳥取砂丘湯 山線	岩美郡福部村大字細川字湊七二六―一六〇八地先から同 村大字湯山字高浜二一六四―一四五七地方先まで
県道如來原御机 線	全線
県道大山佐摩線	全線
県道大山寺岸本 線	日野郡溝口町金屋谷字枌谷原三一―一地方先から西伯郡岸 本町小林字下ノ原二〇―一地方先まで
県道湯山鳥取線	岩美郡福部村大字湯山字池淵二〇七二―一三三地方先から鳥 取市覚寺字椎谷八四七―一〇地方先まで
県道大山口停車 場大山線	西伯郡大山町大字大山一―一五―一五地方先から日野郡溝 口町岩立字榎水高原九―一五地方先まで
県道網代港岩美 停車場線	西伯郡大山町鉾戸字向原一五四二―一地方先から同町大 山字木原一―一八地方先まで
県道大山上福田 線	岩美郡岩美町大字網代字大網代南側三〇九地方先から同 町大字田後字向山北側四五―一二地方先まで
県道倉吉江府溝 口線	東伯郡関金町大字明高字野中九八二―一五地方先から日野 郡溝口町岩立字辻堂一〇六七―一地方先まで
県道東伯野添線	東伯郡東伯町大字中津原字家ノ上三七七―一地方先から 同郡関金町大字野添字野津三―五二六―一三地方先まで
県道名和岸本線	西伯郡大山町今在家字西林七三〇―一三地方先から同町鉾 戸字向原一五四四―一三地方先まで

湖山池	鳥取都市計画区域のうち市街化区域の地域
東郷池	東伯郡東郷町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南 岡平、字町浦、字田町、字仲町及び字新町の地域、同町大字旭 の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字 松原、字小草及び字四月井手の地域並びに同町大字龍島の地域 の一部並びに同郡羽合町大字上浅津のうち字宮ノ本の地域
名称	地 域

三  
 条例第二条第一項第四号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域と  
 する。

一般国道百八十 三号	日野郡日南町生山字仲河原一五九―一三地方先から同郡日 野町福長字稗ヶ谷一四一四―一地方先まで
一般国道百八十 一号	日野郡日野町根雨字ヲソコエ七一―一地方先から同郡 溝口町溝口字柳原五九―一二地方先まで
一般国道百八十 号	日野郡日野町根雨字ヲソコエ七一―一地方先から同町 上菅字荒神前道下タ一二〇―一五地方先まで

2  
 次に掲げる道路の日野川側五〇〇メートル以内の地域で当該道路か  
 ら展望できる場所

岩美町道陸上中 央線	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑三三一―一地方先から同町 大字小羽尾字浜頭六五一―一四地方先まで
福部村道細川湊 線	岩美郡福部村大字細川字湊七二七―一四四地方先から同字 七二七―一五七地方先まで





